

別紙－３ 補足

低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行における鋼橋上部工工事の特別重点調査の実施対象は以下のとおりとする。

土木工事積算基準		鋼橋積算基準
直接工事費	⇔	材料費 製作費 工場塗装費 輸送費 架設費
共通仮設費	⇔	間接労務費 共通仮設費
現場管理費	⇔	工場管理費 現場管理費
一般管理費等	⇔	一般管理費等

注）架設を含む場合は、破線を含む。

※補足説明

鋼橋上部工工事の工場製作工の直接工事費は材料費，製作費および工場塗装費とし、共通仮設費は間接労務費、現場管理費は工場管理費とする。

なお、鋼橋上部工工事に輸送架設を含む場合、輸送費・架設費は直接工事費とする。